

個人情報とはどういうものか

～リクナビ「内定辞退率」の販売問題が問うもの

2019.9.18 弁護士 森田 明

・講師略歴

1982年 横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）に弁護士登録

以後、情報公開、個人情報保護に関するさまざまな市民運動に関与

2004年から2011年 神奈川大学法科大学院教授（情報公開法制等）

2011年から2014年 内閣府（現総務省）情報公開・個人情報保護審査会常勤委員

2014年 弁護士再登録

現職 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員

逗子市個人情報保護運営審議会委員

葉山町個人情報保護審査会（審議会機能を持つ審査会）会長

*略語

「個人情報保護法」「個情法」←個人情報の保護に関する法律

「行政機関個人情報保護法」「行個法」

←行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

1 基本概念

「プライバシー」とは

（古典的な意義）「一人で放っておかれる権利」

（現代的な意義）「自己情報コントロール権」

→「個人情報保護制度」へ

図式的に言うと

プライバシー保護 事後的・個別的・実質的救済 ←アメリカの発想

個人情報保護制度 事前・一般的・形式的規制 ←欧州の発想

国際的なルールとして議論されてきた

ヘゲモニー争い アメリカよりEUが優位？

日本は「遅れてついていく」状態

2 個人情報保護制度の形成経過

国内での展開←海外からの影響大

1980年9月 OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の8原則

→今でも健在！ 資料1

経済活動における個人情報の流通のために、保護のしくみを構想

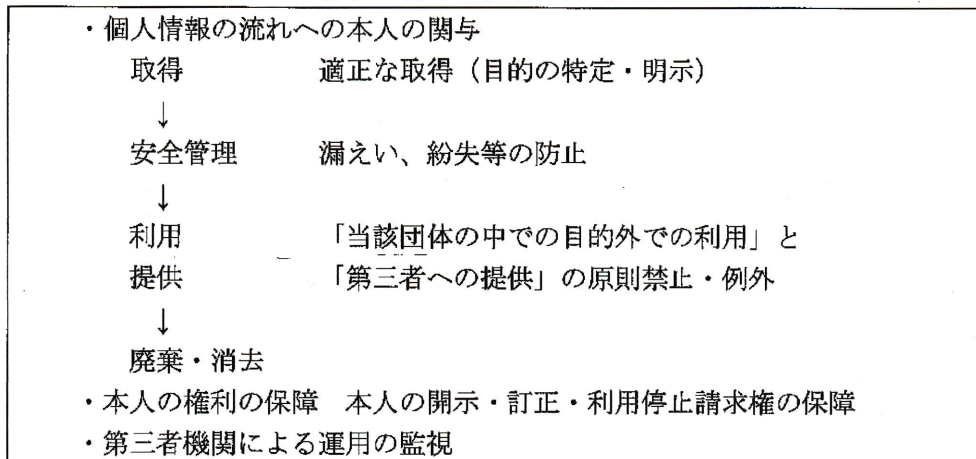
個人情報（個人データ）の定義「識別された又は識別されうる個人

（データ主体）に関するすべての情報」

→情報公開制度の不開示条項に「流用」、不開示拡大へ

OECD8原則を前提とする制度の基本的構造

「自己情報コントロール権」→情報の流通は**目的**に制約される



1981年7月 行政管理庁・プライバシー保護研究会の5原則

1987年1月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会意見

*（それ以前に）地方自治体（主に市）での制度化進む

「一番乗り」はどこか 国立市（電算機条例）？春日市？

* 個人情報保護制度のタイプ

情報管理型と権利保障型

1988年12月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（旧行政機関個人情報保護法）成立

→典型的な「ザル法」、自己情報コントロール権は不十分

条例にはあった運用チェックの第三者機関を置かず

1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定

→上記旧行個法よりはまし、条例の標準に

* 都道府県レベルでも制定すすむ

1995年10月 EU指令「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」

→OECD8原則を補完する新しい国際的ルール

1999年8月 改正住民基本台帳法成立、住基ネットの導入へ

「国民総背番号制」のはじまり

→附則で個人情報保護法制の整備が求められる

2001年3月 個人情報保護法案、上程 →成立に至らず

2002年3月 行政機関個人情報保護法案（旧行個法の改正案）上程

2002年8月 住基ネット施行（個人情報保護法間に合わず、見切り発車）

2003年5月 個人情報保護関連5法成立 資料2上

2005年4月 個人情報保護法全面施行

定義など趣旨不明な規定が多い、「謎だらけの法律」

→いわゆる「過剰反応」など現場の混乱大、今も終息せず

2013年5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法、マイナンバー法）成立 資料2下

2015年9月 個人情報保護法及び番号法の改正法案成立

→個人情報保護法については、国際標準に合わせる

2016年 他方で、個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入
官民データ活用推進基本法

その他、ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く

2017年5月 改正個人情報法、改正行個法施行

→総務省、改正行個法に合わせた条例改正を自治体に迫る

2018年5月 GDPR（EUの一般データ保護規則）施行

→個人データの越境移転はGDPRを遵守する場合のみ可能
違反した場合、高額の制裁金

2018年9月 （データ移転のための）十分性認定に関する補完的ルール

現在、個人情報保護委員会で、個人情報保護法の新たな改正を検討中

3 個人情報保護法 2015年改正の要点

*引用する条文は個人情報保護法の規定

(1) 定義

・「個人情報」

もともとの規定（2条1項1号）

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）」

「識別部分」と「それに付属する部分」から成る

どこまでがひとまとまりの個人情報か（他人の情報との切り分けなど）

→そもそも何が個人識別情報かは実は困難な問題

改正前は、メールアドレスが個人識別情報か等が問題に

「個人識別符号」を追加（2条1項2号、2項）

・「個人情報取扱事業者」 「5000件要件」の撤廃

・「要配慮個人情報」の導入

条例の「センシティブ情報」の規定を取り入れる、行個法も

ただし、条例の規制は行個法より厳しいため、地方自治体は混乱

・「匿名加工情報」の導入 →個人情報としての規制を受けないことに

(2) 個人情報取扱事業者の義務

・利用目的の変更（16条同2項）

「相当の関連性」→「関連性を有すると合理的に認められる範囲」

・要配慮個人情報の取得制限（原則同意が必要）（17条2項）

・正確性の確保、消去について努力規定（19条）

・第三者提供の制限の例外としてのオプトアウト（23条2から4項）

- 要配慮個人情報については不可、委員会への届出必要など厳格に
- ・外国にある第三者への提供の制限（24条）
本人同意など認められる要件を明示
 - ・「トレーサビリティ」
→第三者提供に係る記録の作成等（25条）、第三者提供を受ける際の
確認等（26条） どちらも例外あり
 - ・本人開示請求等の提訴にあたっての事前請求（34条）
→提訴可能を明記

(3) 匿名加工情報取扱事業者等の義務（36から39条）

(4) 個人情報保護委員会の設置（59条）
報告徴収、助言、勧告及び命令等（40から42条）

(5) 罰則に個人情報データベース等提供罪（83条）を追加

4 現行の個人情報保護制度の問題点

(1) 制度の形のいびつさ

ピラミッド図 あるいは「イカゲソ状態」 資料2上
「個人情報保護制度2000件問題」→しかし、国主導で統一されることは問題

(2) 総背番号制導入に伴うリスク

安全対策など制度運用にかかる社会的負担 金銭的なコストだけではない
プロファイリングなどの弊害 顕在化するのはいち早く

(3) どこまでできる?個人情報保護委員会

所管の広さにそぐわない人的体制の不十分さ
委員長と委員8名、うち4名は非常勤、法律家の不足
事務局への依存、事務局職員も不足
→立ち入り調査等については主務大臣への委任に依存
(番号法、非識別加工情報関係を除き) 行政機関を監視できないこと
フェイスブックに対する指導（2018年10月）
リクナビ問題で初の勧告（2019年）

(4) 利活用拡大と匿名加工情報・非識別加工情報のリスク

目的規定の改正 「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力
ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人
情報の有用性に配慮しつつ…」

匿名加工情報の導入 →いわゆるビッグデータの利活用
完全な匿名化は困難、しかし復元を禁止することで導入
行個法も非識別加工情報として規定 →条例改正を働きかけ

◎医療情報に関する利活用促進の動き

- ・「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（「次世代医療基盤法」、「医療ビッグデータ法」）2018年5月施行
- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（2019年5月成立）→医療分野でも、データ化（電子カルテの導入）、データベースの連結による利用、オンライン資格確認などをさらに促進

(5) 刑事手続きと個人情報保護制度

捜査照会への回答→個別審議から類型的審議、例外規定を設けてフリーパスへ
共謀罪→犯罪成立の範囲が広がることで、個人情報保護の抜け道も格段に広がる

(6) 地方自治体の審議会は何をしているのか

条例に基づく第三者提供、オンライン結合、要配慮個人情報についての諮問、
個人情報保護に関する制度改正についての諮問など

番号法に基づく対応（番号利用条例の制定、改正、特定個人情報保護評価）

忙しさは自治体により違う

諮問に対し、付言を付けることはあるが、否定することは難しい

[具体例から]

- ・学校健診情報のデータベース化

逗子市の審議会で昨年初めに審議。全国的に展開しつつある

- ・「医療的ケア児」実態把握調査

神奈川県で今年審議。改正児童福祉法56条の6第2項により、地方自治体に「医療的ケア児」の支援のための体制整備が求められ、その基礎データとして
神奈川県の取り組みは早い方だが、これも全国的に広がる

5 「リクナビ問題」について

(1) 経過

リクルートキャリアの就活サイト「リクナビ」に登録した学生の内定辞退率予測データを企業に販売した問題

リクナビ2020について、個人情報保護委員会が是正勧告、指導 本人へ通知

リクナビ2019についてはなし ←2020と違って、学生の氏名を含まないため

(2) 問題点

同意を取るという発想がなかったという問題

2020→直接氏名が書かれていなくても企業側で個人が識別できる可能性

AIによる事態予想のスコア化→一種のプロファイリングでは GDPRでは問題

6 「個人情報」に関する問題のまとめ

(1) 個人識別情報というものの自体の不明確さ

(2) 個人識別性をなくした個人情報（ビッグデータ）の利活用への不安

(3) 個人情報の実質的な内容に着目した規制の必要性